

# 第33回個人情報保護審査会会議録

日 時	令和4年9月16日（金）午前10時00分～午前10時55分
実 施 方 法	オンライン会議
出 席 委 員	長岡 徹会長、村田 吾郎委員、吉川 正史委員、吉田 哲也委員
事 務 局 側 出 席 者	西尾経営管理部参事、平尾総務課長、森総務課主任
議 題	個人情報の取扱いに関する意見について
資 料	①第33回三田市個人情報保護審査会レジメ ②三田市個人情報保護審査会事務局名簿 ③三田市個人情報保護委員会委員名簿 ④個人情報保護法改正に伴う条例の整備について ⑤個人情報保護条例改廃 近隣他市の検討状況 ⑥三田市個人情報保護条例（現行） ⑦三田市附属機関の設置に関する条例（現行）

## 1 開会

- (1)事務局による出席職員、出席委員の紹介
- (2)事務局による配布資料の確認
- (3)会長による開会宣言

## 2 審議

- (1)事務局による個人情報保護審査会の所掌事項等の説明

上記資料⑦に基づき説明

- (2)事務局による本件事案の詳細の説明

事務局から事案の詳細について説明

- (3)審議

### 【主な意見】

<質問>

- ・近隣他市も現在の個人情報保護条例を全廃するのか。  
市回答 調べた限りでは各市とも全廃予定である。
- ・施行条例に書かれる事項は、手数料が無料、市の審査会に諮問できる事項は条例の改廃、安全管理措置基準、個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めるときであること及び開示決定の期限について規定するだけであるということか。  
市回答 ほか、条例の趣旨や用語の定義等があるが、概ねそのとおりである。
- ・条例要配慮個人情報については定めないのか。  
市回答 三田市として地域特有の個人情報はないと考え、条例に規定しない。
- ・現行の個人情報取扱事務届出書の運用を廃止する理由は何故か。  
市回答 法に規定された個人情報ファイル簿とほぼ同一の記載内容になるため、移行する形となる。

### 【結論】

本件について概ね適切である。ただし、後日条例案を提示すること。

## 3 その他

事務局から答申作成等のスケジュールについて説明